



発行

広島大学教職員組合

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2 (広大西口)  
内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556  
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

【ニュース】

改正労働契約法に関する組合説明会を開催します／東広島キャンパス駐車場の利用者負担金問題について

【ミニひろば】「チョコレートの散歩道」休回

【改正労働契約法に関する説明会】

組合書記局主催 ■開催日時、場所

(1)2013年2月13日(水)

東広島キャンパス 法・経学部B151号演習室

- ① 12:15~12:45
- ② 17:30~18:30

B151号演習室は、法・経学部の正面玄関を入って左側通路突き当りの左になります。

(2)2013年2月14日(木)

東広島キャンパス 総合科学部J303号教室

- ① 12:15~12:45
- ② 17:30~18:30

J303号教室は、J棟のスペイン広場側玄関を入り、階段を上って3階の右になります。

(3)2013年2月15日(金)

霞キャンパス 病院管理棟カンファレンスルーム1

- ① 12:15~12:45
- ② 17:30~18:30

病院管理棟カンファレンスルーム1は、たんぽぽ保育園の上(2階)になります。

なお、その他の地区におきましては、要請をいただければ説明に参りますので、各地区の組合支部長を中心にご相談下さい。

開催日時、場所は次のようにになります。昼と夕の内容は同じものですが、昼はより簡略化したものです。また、昼の時間帯でのご参加は、弁当等を食事されながら構いません。

昨夏8月に労働契約法が改正されました。改正では、新たに以下の3つの条文が追加(挿入)されました。  
(1)第18条(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)  
(2)第19条(有期労働契約の更新等)  
(3)第20条(期間の定めによる不合理な労働条件の禁止)  
このうち、(2)は昨年の8月10日から施行され、(1)と(3)がこの4月1日から施行されます。  
この改正は、常勤以外の教職員の方の今後の契約のあり方に影響を与えます。ぜひ、契約職員の方を中心のご参加下さい。

この度の労働契約法改正により「5年以内での不当な雇い止め」といった問題が生じる可能性があります。組合員であれば組合が代理で交渉権を持ちますが、非組合員の場合は組合の交渉ができません。これを機会に、未加入の方は組合へ加入しませんか?

改正労働契約法に関する組合説明会を開催します

参加予約は不要です。非組合員の方も参加可能です。

以下、上記3つの条文の概略をご紹介しておきます。

1. 第18条(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)  
同一の使用者で、二以上の契約により、通算で5年を超えるときは、契約終了までの申し込みで、期間の定めのない契約へ転換する。

ただし、

(1)2013年4月1日以後に開始する契約から適用になる。  
(2)契約の間に6ヶ月以上(1年以上の契約の場合)の空白期間があれば、前後の契約は通算されない。(1年未満の契約の場合、その契約期間の2分の1『1ヶ月未満は切り上げ』以上の空白期間になる。)

2. 第19条(有期労働契約の更新等)

以下の2つの有期労働契約では、雇い止め(契約打ち切り)は実質的解雇となるので、その合理的な理由が無い場合は、契約期間の満了まで又は満了後遅滞なく労働者が更新の申し込みをすれば、同一の労働条件で自動的に更新される。

(1)契約が反復更新されて、期間の定めのない契約と見なされる場合

(2)満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由がある場合

3. 第20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)  
有期契約者と無期契約者との労働条件(給与その他)の違いは、業務内容・責任・担当職務の変更や配置換え等の違いと比較して不合理であつてはならない。

(注)「期間の定めがあること」を理由とした不合理な労働条件の相違と認められる場合を禁止するものであること。(労働基準局長名通達「労働契約法の施行について」)



(文責 小畠)

# 東広島キンパンバス駐車場の利用者負担金問題について

## ■駐車場利用者負担金に関する組合要求と大学回答

組合では毎年度の統一要求において、東広島・霞・東千田の3キヤンバスに自家用車で通勤する者のように大学へ要求しています。昨年10月に提出した統一要求書の該当部分は次のようになります

組合要要求

東広島・霞・東千田の3キャンパスに自家用車で通勤する者の利用者負担金については、通勤に係る費用は福利厚生費として手当すべきものであり、個人負担の廃止を求める。

通勤に係る費用は福利厚生費として手当すべきものとを考えます。例えば、公共交通機関を利用する場合には当該公共交通機関の定期代が通勤手当として支給されますが、公共交通機関を利用しない自家用車の使用者に支給される通勤手当は当該定期代の額を大きく下回り、その分、使用者の経費負担は少なくなります。その点を考慮しても、東広島・霞・東千田の3キャンパスの学内駐車料金（利用者負担金）は福利厚生費として手当すべきものです。

大  
学  
回  
答

**大 学 回 答**  
〔要約〕  
利用者負担金は、駐車場の環境整備とゲートの維持管理費に充当しており、廃止は困難。また、駐車場利用者は限定されており、その費用補助は給与と見做される。

■ 東広島キャンバス駐車場の決算状況

別紙は、東広島キャンバス駐車場に関する平成22年度と平成23年度の決算書です。

執行委員会では平成23年度の決算書を中心

に諸点を質問し、大学から回答を得ましたので、

その概略を説明します。（なお、スペースの関係

で一部を割愛しています。また、大学回答の「別紙」

もごく一部以外は省略しています。）

別紙1をご参照下さい。なお、契約期間が7月  
～翌6月までのため契約書は2部あります。  
**(2)** これは、どのゲートの、何時から何時までの、  
何名に係る経費であるかを、当該ゲートご  
とに説明して下さい。

(3) 車止めの設置・修繕 822,350円  
(内容) 位置ズレの修繕、衝突防止による新規設置(既存撤去・舗装復旧含む)  
(対象) 北第6、東第3、西第3、東第6、北第7 駐車場  
(4) 陥没補修 70,000円  
(内容) 穴埋め、段差解消  
(対象) 東第3駐車場

(1) 平成23年度から、ゲート管理要員の常駐時間が次のとおり変更となつたため、減額となっています。

【回答】

(変更前) 第1ゲート6:00～21:00 2ポスト  
第3ゲート6:00～21:00 2ポスト

(変更後) 第1ゲート6:00～21:00 2ポスト

1. 「平成23年度決算書」の「収入の部」について  
1. 「1. 利用者負担金」について  
(1) 利用者負担金を支払った人数を、教職員

第1入構ゲート6:00～21:00 2ポスト  
第3入構ゲート6:00～13:00 2ポスト  
**(3) ゲート管理要員は、駐輪場整理や学内整備**

(内容) 配水管内部の詰まり除去（大雨時の駐車場水没防止のため）

(2) 「3. データ入力業務」  
(693, 063甲→378, 717甲)  
[回答].....

〔回答〕  
教職員 1,336 人 学生 1,972 人 その他  
211 人となっています。なお、利用期間等  
により負担金額が異なつておりますので、人数

か。行っている場合は、その業務と、従事日、従事時間、従事人員について説明して下さい。

(内容) 交通誘導員、現場管理費、諸経費、消費税等

更したことにより、データ入力業務量が軽減し、派遣人員の人数等を削減できた結果、減額となっています。具体的には、次のとおりです。

はより負担金額が異なっておりますので  
に7,000円を乗じてもその金額が収入金額  
とイコールになるものではありません。  
**2. 「4. 繰越金（寄附金）」について**

3. 「3. データ入力業務」について  
(1) 「派遣職員委託費」とありますが、当該派遣に係る契約書の写しを提供して下さい。

(1) 「田英翻訳(HPI用)」とありますか? 具体的にどういう内容の英訳で、英訳後の文章はどこに掲載されていますか?

就業時間  
平成22年度9:00～17:00（7h勤務）  
↓平成23年度9:00～15:00（5h勤務）



平成22年度 決算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

I 収入の部

項目		収入	備考
1. 利用者負担金		22,832,000	
2. 再発行手数料		52,500	
3. 繰越金(寄附金)		2,000,000	
合計		24,884,500	
執行可能額		22,884,500	(a)

## II 支出の部

項目		支出	備考
1. 契約一般職員人件費	給与・社会保険料	1,485,656	
2. ゲート管理要員経費	有人ゲート（年間契約）	17,187,385	
3. データ入力業務	派遣職員委託	693,063	
4. ゲート定期点検保守費	年間契約	2,457,000	
5. 雑費	振込手数料	402,070	
6. 消耗品費	ゲートバー等	630,718	
7. 印刷費	振込票・駐車証、バスカード、告知書等	930,300	
8. 駐車場補修費	白線ライン引き、アスファルト補修等	1,472,485	
9. 委託費	日英翻訳（HP用）	160,000	
合計		25,418,677	(b)

  

収支決算額 (a) - (b)		-2,534,177
-----------------	--	------------

収支決算額 (a) - (b) | | -2,534,177

平成23年度 決 算 書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

## I 収入の部

項目		収入	備考
1. 利用者負担金		23,879,000	
2. 再発行手数料		52,500	
3. 縁越金(縁越損失)		-2,534,177	
4. 縁越金(寄附金)		2,000,000	
合計		23,397,323	
執行可能額		21,397,323	(a)

## II 支出の部

項目		支出	備考
1. 契約一般職員人件費	給与・社会保険料	1,506,175	
2. ゲート管理要員経費	有人ゲート（年間契約）	11,939,445	
3. データ入力業務	派遣職員委託費	378,717	
4. ゲート定期点検保守費	年間契約	2,457,000	
5. 雑費	振込手数料	340,010	
6. 消耗品費	ゲートバー等	1,145,231	
7. 印刷費	振込票、駐車証、バスカード、告知書等	829,605	
8. 駐車場補修費	白線ライン引き、アスファルト補修等	2,730,000	
9. 委託費	日英翻訳（HP用）	78,225	
合計		21,404,408	(b)

支拂算額 (a) = (b) -7,085

(注) 大学回答の「別紙」に不整合や曖昧さはありませんでした。

冒頭で述べましたように、ここ何年間かの経過で「福利厚生として考えるべきものであり、利用者負担金は廃止すべき」と要求しているが、大学は駐車場の維持管理費の必要性から拒絶を続けています。

また、そうした中で大学から要請を受けた「利用者負担金の給与からの控除（天引き）」について、「廃止要求との整合性が取れない（廃止しないと要求しているものを、他方で認めることになる」として拒否しています。

しかしながら、この問題について本年度執行委員会メンバー全員の考え方が一致しているわけでも、また、メンバー各自においても一つの観点だけですつきりと整理できているわけでもありません。執行委員会メンバーから出されてもいる複数の観点をご紹介すると、次のようにな

また、そうした中で大学から要請を受けた「利用者負担金の給与からの控除（天引き）」についても、「廃止要求との整合性が取れない（廃止）」と要求しているものを、他方で認めることになる」として拒否しています。

しかしながら、この問題について本年度執行委員会メンバー全員の考え方が一致しているわけでも、また、メンバー各自においても一つの観点だけですつきりと整理できているわけでもありません。執行委員会メンバーから出されている複数の観点をご紹介すると、次のようにな

## ■東広島駐車場利用者負担金問題への組合の対応について

● 仮に自家用車通勤・通学者が利用者負担金と  
いう形で駐車場の維持管理費を負担するとして  
も、駐車場全体に係る費用をそれらの者達だけに  
で負担すべきなのか？ 例えば、金額が最も大き  
い「ゲート管理要員経費」にしても、ゲートを  
管理要員が時間を多く取られるのはバスカード  
を所持している通勤・通学者ではなく、バスカ  
ードを持たない学外者等ではないのか？ 同様に  
「ゲート定期点検保守費」や「消耗品費」、「駐車  
場補修費」等も、バスカードを所有する通勤  
通学者だけがその費用を負担するのではなく、  
バスカードを持たない学外者等も関係するもの  
であるから、その部分は大学が負担すべきでは  
ないのか？

A cartoon illustration of a young boy with glasses and a blue shirt, holding a small tan-colored toy car. He is looking up at the car.

広島大学教職員組合 書記局  
学内線（東広島）53390  
外 線 082-4220-7556 (FAX兼用)  
メール union@hiroshima-u.ac.jp

以上が、東広島駅車場の決算状況及び執行委員会の検討状況に関するご説明です。  
疑問点等も含め、是非、ご意見等を組合へお寄せ下さい。（なお、ご意見等の場合は、組合員かどうかも合わせてお知らせ下さい。）今後、組合の方針の参考にさせていただきます。

■東広島駐車場利用者負担金問題についてご意見等をお寄せ下さい。

がって、まだ実現可能性がある利用者負担金の減額交渉へ転換すべきではないか。

(3) 受益者負担の原則から、利用者負担金の廢止は筋が通らない。負担金額の妥当性が問題ではないのか。

(4) 利用者負担金を給与から控除（天引き）する問題は、利用者負担金の廃止または減額要求と区別すべきではないか。

(1) 通勤・通学のための駐車場に係る費用は福ります。